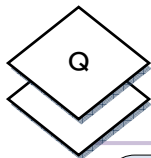




労働相談Q & Aで解決！

残業手当②



従業員に夜遅くまで残業してもらいましたが、当社は経営状況が思わしくありません。残業手当を支払わねばなりませんか。

A 会社は、法定の労働時間を超えて労働させた場合又は休日に労働させた場合には割増賃金を支払わなければなりません。この割増賃金は、不景気や会社の経営状況を理由に支払いを拒むことはできません。

解説はこちら

- 会社は、法定労働時間（原則として1日8時間、1週40時間）を超える労働をさせた場合は2割5分以上、法定休日に労働させた場合は3割5分の割増率で計算した割増賃金を支払う義務があります（労働基準法第37条）。
- 会社は、時間外労働が1か月について60時間を超えた場合には、その超えた時間について5割以上の割増賃金を支払う義務があります（それまで猶予されていた中小企業についても、2023年4月1日から適用されています）（労働基準法第37条）。
- 残業の明確な指示がない場合であっても、納期などに照らして時間外労働に従事せざるを得ないような事実が客観的に認められる場合には、会社による黙示の業務命令があったとして、時間外割増賃金の支払義務が生じます。
- 固定残業代として、毎月決まった一定額が支給されている場合、法定の割増賃金額を下回らない限り適法となりますが、割増賃金相当分とそれ以外の賃金を明確に区分する必要があります。
- 割増賃金の計算の基礎となる「通常の労働時間の賃金」には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含みません。
- 割増賃金を含む賃金請求権の消滅時効は、当分の間、3年間とされています（労働基準法第115条、第143条）。

どうすれば？

- 残業手当の未払は、労働基準法違反となります。適正に支払いましょう。
- 代替休暇について就業規則に規定がなければ、今後に向けて、従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は当該労働組合と、過半数組合がない場合は従業員の過半数代表者と協定して就業規則を改訂し、整備することも一つの方法です。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電 話 055 (223) 1827

相談時間 8:30～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>